

G20 労働雇用大臣会合 2020 大臣宣言概要

○導入

- ・ COVID-19 の流行収束後の経済回復期においては、雇用に焦点を当て、労働市場と社会における COVID-19 の影響を緩和するための効果的な措置（附属文書 1 の措置を含む）を創り出し、実行すること
- ・ 4 月に採択した「COVID-19 に関する G20 労働雇用大臣声明」に基づき、労働市場及び経済の回復のための努力を行うに当たっては、質の高い雇用の持続可能かつ包摂的な成長を優先するための労力を惜しまないこと

○働き方の変化を反映した社会的保護を採用すること

- ・ COVID-19 の流行により、全ての労働者とその家族を支える強固な社会的保護制度の必要性が高まっていること
- ・ 自営業やプラットフォームエコノミーで働く者を含む全ての労働者が適切な社会的保護にアクセスできるよう、労働者の分類の適正化を促進するための政策オプション（附属文書 2）を支持すること

○仕事への移行に向けて若年者を一層備えさせること

- ・ 若年者の労働市場における見通しを改善するため、「G20 若年者ロードマップ」（附属文書 3）を促進すること
- ・ 国際機関に対し、15-29 歳の男女別の NEET（就労しておらず、教育も、職業訓練も受けていない人）の割合を指標としたアンタルヤ目標（※2015 年のトルコ議長国下において首脳宣言に盛り込まれた「労働市場において永久に取り残されてしまうリスクが最も高い若年者の割合を 2025 年までに 15%減らす」という目標）に向けた進捗状況の報告を求めること

○仕事の世界におけるジェンダー平等を達成すること

- ・ ブリスベン目標（※2014 年のオーストラリア議長国下において首脳宣言に盛り込まれた、「労働市場参加率における男女格差を 2025 年までに 25%縮小させる」という目標）については、COVID-19 の危機が女性の雇用に及ぼす影響を踏まえ、これまでの進展が後退するのを避けるため、引き続き優先的な政策アジェンダとすること
- ・ 良質かつ手頃な価格のケアサービスへのアクセスや男女間のよりバランスのとれた家事とケア責任の分担、仕事の質、教育・訓練へのアクセス、賃金・年金における男女格差の削減を奨励すること

○強固な労働市場政策に向けた行動インサイトの適用を探求すること

労働市場政策に行動インサイト（※行動科学の知見）を活用することについて、見識を交換するネットワーク（附属文書 4）を構築することに対するサウジアラビアのリーダーシップを歓迎すること